

# **平成18年度宮城県への提言書**

**宮城県社会福祉協議会**

## 目 次

提言趣旨	1
概要版	3
詳細版	13
1 障害者自立支援法について	
(1) 新障害程度区分認定	15
(2) 日帰り短期入所事業の個別給付事業化	16
(3) 共同生活援助・共同生活介護の報酬水準	17
(4) 小規模作業所の新事業体系移行	18
(5) 障害者自立支援法における精神障害者の支援	19
(6) 障者自立支援法に関する利用者及び事業者への情報提供の強化	20
2 地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護サービスのあり方	21
3 子育て支援の強化	22
4 発達障害児者への包括的支援	23
5 福祉人材の確保・定着	24
6 自殺防止対策	25
7 盲・聾・養護学校における、就業及び職場定着の支援職員の配置	26
8 知的・精神障害者の自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施・促進	28
9 地域福祉権利擁護事業の推進	29
財団法人宮城県視覚障害者福祉協会からの提案	31
1 視覚障害者支援関係	33

(計15項目)

## 提 言 主 旨

本会は、経営理念として以下の2つを掲げております。

1. 誰もが安心していきいきと暮らせる地域福祉づくりを目指します
2. 総合的な支援機能を備えた地域福祉推進の中核機関としての役割を果たします

本会は、福祉三団体が統合したことにより、宮城県における総合的地域福祉の推進機関としての役割を期待されている所ですが、この経営理念に基づき、宮城県はもとより地域福祉の主体となる住民や市町村行政、市区町村社会福祉協議会、福祉団体、NPO、民間事業者等との連携、協同が重要と考えております。

昨今の福祉施策については、介護保険制度に代表されるように、近年例を見ないほど早さで様々な法律等が施行されておりますが、それに伴う地域での様々な課題も顕著になってきております。

こうした、地域における福祉課題を明確にし、本会関係団体等と連携しながら宮城県内における福祉課題について広く提言をさせていただくものです。

また、今回は特に障害者自立支援法に関する提言が多くなっております。障害者自立支援法は障害者の地域生活と就労の促進及び身体、知的、精神の三障害を一元的に、そして共通のルールでサービスを提供する仕組みとしてスタートしました。

こうした理念は高く評価するも、安定的な財源の確保を要すために、利用者、事業者には負担と給付において厳しい内容となっています。

また、介護保険事業の対象者拡大を視野に入れた制度設計と思われますが、まだまだ精査が必要と考えられる部分もあり、この法律が適切に機能するよう、県として国に対し申し入れて頂きたい事項、市町村に対して支援して頂きたい事項等合わせて提言させて頂くものです。

本会におきましても、様々な機会を利用し地域福祉推進のための事業を進めていく所存ですが、宮城県におかれましても、提言主旨をご理解頂き、利用者、事業者、引いては宮城県民の福祉の向上が図られるよう、宮城県の保健福祉施策等に反映していただきたくお願いするものです。

# 概要版

## 1 障害者自立支援法について

### (1) 新障害程度区分認定

#### 【内容】

○新たな障害程度区分認定について、知的障害・精神障害の特性を充分考慮した基準となってい  
るか、再検証が必要であることを、国に対して意見・提案願いたい。

#### 【理由】

○新たな障害程度区分認定については、介護保険制度をベースに設計されているため、知的障害・  
精神障害の特性が充分に考慮されていない実態がある。したがって、本来きめ細かい支援を必  
要としている障害者が、低い区分となってしまう等、実態に即した基準となっていない。

### (2) 日帰り短期入所事業の個別給付事業化

#### 【内容】

○ニーズの高い日帰り短期入所事業について、個別給付事業として継続するよう、国に意見・提  
案願いたい。

#### 【理由】

○現在、日帰り短期入所事業については、多様なニーズの受け皿として利用されている実態があ  
る。障害者自立支援法施行後、市町村事業としての受け皿のみでは不充分であり、サービス低  
下に繋がる可能性が高いため、安定的な財源によるサービス供給体制を継続する必要がある。

### (3) 共同生活援助・共同生活介護の報酬水準

#### 【内容】

○共同生活援助・共同生活介護の報酬水準について、運営の実態調査を行い、国に対して基本単  
位の再算定を行うよう意見・提案願いたい。また、サービス低下を招かないよう、現行の重介  
護型グループホーム支援事業等について、継続実施願いたい。

#### 【理由】

○障害者自立支援法の共同生活援助・共同生活介護の報酬水準については、低く抑えられている  
が、人員配置は共同生活介護の生活支援員等、現行より厳しいものとなっている。国より加算  
対象拡大等、見直し案は示されたが、根本的な解決には至らず、事業所運営について厳しく、  
障害者の地域での自立支援が図られない事態が想定される。

### (4) 小規模作業所の新事業体系移行

#### 【内容】

○5人程度の利用者数の小規模作業所でも円滑に個別給付事業等へ移行できるよう、省令の一部  
改正、又は基準緩和に係る取り扱い通知を出すよう、国に対して意見・提案願いたい。

○県としても、小規模作業所の法定施設化誘導のため、設置市町村等への働きかけ、及び小規模  
作業所のみを対象とした制度説明会の開催等、積極的に実施願いたい。また、広域的な調整が  
必要な場合、県保健福祉事務所による調整、及び連絡協議会機能の設置等、地域に密着したサ  
ービスが展開できるよう後方支援していただきたい。

#### 【理由】

○小規模作業所については、設置主体・事業所規模・利用者の状況・活動内容等、様々な形態で

運営されており、一律的に括れない現実がある。特に、郡部にて運営されている小規模作業所について、利用人数が5人程度の実態がある。

○市町村が設置主体の場合、地域活動支援センターへの移行も検討されているが、現在、他の市町村からの利用者もあり、広域的な実施を想定した場合の市町村間調整も難航している。

## (5) 障害者自立支援法における精神障害者の支援

### 【内容】

○精神障害者が地域移行するまでの生活訓練の場である中間的役割り機能の継続が図られるよう、県として支援願いたい。

○精神障害者が利用できる十分なサービスが市町村で確保されるよう、指導願いたい。

### 【理由】

○新制度移行にともない、これまでの生活訓練施設機能が新たな事業体系となり、県が取り組んできた長期入院者の解消に向けた体制が、今後維持されていくか懸念される。

○これまでの精神障害者のサービスの絶対量は（生活訓練施設3ヶ所・地域生活支援センター7ヶ所）大変少なく、今後市町村で実施される場合、サービス量・人材とも必要量が確保されるのか懸念される。

## (6) 障害者自立支援法に関する利用者及び事業者への情報提供の強化

### 【内容】

○障害者自立支援法に関する情報について、事業所をはじめ、利用者が活用しやすいようにホームページ上での情報提供を工夫していただきたい。また、障害の特性に応じた法律・事業のわかりやすい説明を行っていただきたい。

○障害者自立支援法等の新制度に関する情報提供について、市町村への説明会を行うだけではなく、特に事業者を対象に、事業単位に細分化した省令、通知等の詳細な内容説明を行なっていただきたい。

### 【理由】

○昨今、障害者自立支援法の施行など社会福祉に関する法改正が目覚しく、福祉現場サイドにおいてはその現状整備は急務であり、利用者・事業者にとって分かりやすく、入手しやすい情報収集の方法が必要であるが、本県のホームページは事業所の一覧のみの掲載になっており、情報を入手するまでの不十分さが懸念される。

○障害者自立支援法の施行に伴う県主催の説明会については、市町村行政を対象に行なわれているが、事業者への詳細な説明会は不足しており、早急な改善が必要である。

## 2 地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護サービスのあり方

### 【内容】

○事業所要件について、一般の民家・小規模な空き家改修利用等でもサービスの質が確保され、かつ経営できるよう、介護報酬単価の引き上げ等の基準の見直しを国に意見・提案願いたい。

○小規模多機能居宅介護サービスに関わる支援者について、質の高い人材の確保・育成に努めていただきたい。

#### 【理由】

- 「通い」を中心として、「泊まり」「訪問」を組み合わせることで住み慣れた地域での生活が維持・継続できるよう、「小規模多機能居宅介護」サービスが創設される。しかし、事業所の利用人員は全体の登録者を25人までとし、そのうち「通い」は上限15人、「泊まり」は原則個室で上限9人と示され、小規模とは言え、経営面から考えると、登録人員の上限に近い規模の事業所が想定される。小学校区単位に拡大されるためには、一般の民家規模での民家改修型や空き家利用等、取り組みやすい要件とするべきである。
- 地域に密着したサービスとして定着していくためには、あらゆるニーズに対応していかなければならず、質の高い人材の確保が求められる。

### 3 子育て支援の強化

#### 【内容】

- 地域子育て支援センターの保健福祉圏域で情報が共有され、市町村連携によるネットワーク化が図れるよう、体制整備願いたい。
- 働く親等の変動的ニーズに対応する支援として、ファミリーサポートセンター事業が地域に密着したサービスとして拡大されるよう、計画願いたい。

#### 【理由】

- 地域の基盤として整備されてきている地域子育て支援センターは、市町村必置義務で急速に拡大させてきている。しかし、他市町村との関係職員との連携や情報共有の場、バックアップする体制について、整備されていない状況である。
- ファミリーサポートセンターは、働く親の支援としてスタートし現在6ヶ所設置されてきているが、より地域で使いやすいサービスとするためには、県計画で平成21年度まで8ヶ所と2ヶ所の増設のみではなく、各市町村毎に1ヶ所程度の設置が期待される。

### 4 発達障害児者への包括的支援

#### 【内容】

- 発達障害児者への包括的な支援体制を構築するため、以下の取り組みを行っていただきたい。
  - ・発達障害児者支援ガイドラインの策定
  - ・教員教育・学校環境整備の長期・短期計画の立案・具体的実行
  - ・保育・教育・医療・行政(保健師)が連携し、「県子ども総合センター」「自閉症支援センターえくぼ」を活用する体制の構築
  - ・早期の診断・告知体制の確立
  - ・関係機関における専門的知識と技術を習得した人材の確保
  - ・コーディネイト機能の充実、及びネットワークの関係性・環境(発達相談支援センター設置等)の整備、情報の一元管理機能の設置
  - ・「発達障害者支援センター」における、積極的な専門家登用
  - ・個々の障害特性に応じた職業的スキル・ソーシャルスキルの習得、及び再チャレンジ可能な「発達障害専門校」開校等、教育システムの構築
  - ・障害ごとのグループによる余暇支援体制の構築

#### 【理由】

- 平成17年4月、発達障害者支援法が施行され、発達障害の早期発見・支援を行うことや、発達障害者の家族への支援の必要性が明文化される。また、障害者自立支援法の都道府県地域生活支援事業の枠内に、専門性の高い事業として「発達障害者支援センター」が位置づけられる。
- 発達障害への支援については、正しい理解を得つつ、適切な支援を受けることが必要であるが、障害特性が対人関係や社会場面での行動特徴となって現われることや、年齢や発達状況によって異なり、理解されにくい状況がある。全ての自閉症の人々が、教育・保育現場等において、一定水準の理解・支援を得られるための共通の基本的な認識を、本人・家族・支援者(行政含)が共に「協働」して総合的に創り上げる仕組みづくりが必要である。

### 5 福祉人材の確保・定着

#### 【内容】

- 地域住民の福祉ニーズに対応できる質の高い人材が求められている現状を鑑み、福祉現場の現状調査及び分析を行い、不安的な雇用状況の改善を行なっていただきたい。
- 早急に「人材確保指針」を見直して、事業経営者への支援策や従事者の質の向上策などを含めた総合的な人材確保対策を講じるよう国に意見・提案願いたい。

#### 【理由】

- 住民の福祉ニーズへの高度化と多様化、また介護保険法や障害者自立支援法などの施行による社会福祉に従事する者の質及び量の両面にわたる確保が求められている。一方で、福祉現場は人件費抑制のために賃金の引き下げや非常勤雇用など、不安定な身分や低い賃金であり、人材の確保や定着は困難な現状である。
- 国の施策では、1992年に「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(人材確保指針)により福祉人材確保対策が進められてきたが、制度施策の変動等、福祉分野・事業者の状況が大きく変化しているが、指針については、未だ、見直されていないという状況である。

### 6 自殺防止対策

#### 【内容】

- 県民の自殺防止、及び遺族等への支援のため、以下の取り組みを実施願いたい。
  - ・自殺予防に関する知識の普及・啓発
  - ・自殺予防対策主管課の明確化、及び関係機関のネットワーク化
  - ・宮城県の地域性等を考慮した、独自の実態調査・研究実施
  - ・民間団体の活動促進のための、県・市町村広報掲載の調整、及び研修会場・遺族の回復ケア等の活動場所の提供
  - ・相談窓口の拡充
  - ・地域での住民参加型の予防・支援体制の強化、及びモデル的取り組み
  - ・職場のメンタルヘルスに係る、研修企画・講師派遣調整等

#### 【理由】

- 平成18年6月、自殺対策基本法が可決し、地方公共団体の責務として「当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、都道府県等の取り組みについても期

待されている。

- 宮城県の自殺死亡率は26.8%となり、全国平均24.2%を上回っている状況があるが、県の総合的な施策としては、まだ不充分な段階である。

## 7 盲・聾・養護学校における、就業及び職場定着の支援職員の配置

### 【内容】

- 教育と福祉の連携のもと、在学時から卒業後一定期間のアフターフォローとして、県内の盲・聾・養護学校に、就業及び職場定着の支援職員を配置願いたい。

### 【理由】

- 本人・保護者・事業主からの卒業後の相談は学校へ寄せられる場合が多い。また、離職の時期は就職後1年未満が多い。

- 現在、岩沼高等学園には、本会からの職員派遣によって就業・生活支援指導員が配置されており、業務の一つとして、在学時から卒業後にかけての就労及び職場定着の支援を行っている。この配置により、就労と生活の両面の効果的指導、出身地の支援機関への切れ目ないつなぎ、卒業生・保護者・事業主の安心感と雇用拡大等の効果が期待される。

## 8 知的・精神障害者の自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施・促進

### 【内容】

- 救護施設に入所している知的障害者・精神障害者、在宅の精神障害者に対し、社会的自立に向けた体制を構築願いたい。
- 精神障害者はメンタル面等の専門治療を必要とするため、実態に合わせた救護施設の職員配置をしていただきたい。

### 【理由】

- 平成15年度以降、生活保護制度の見直しが図られ、平成17年度より、自立支援プログラムが導入された。太白荘では平成15年より独自に勧めており、さらに促進する必要がある。
- 太白荘では、精神障害者が入所者数の2割強を占めており、また「精神障害者の社会的入院解消事業」にも取り組んでいるところから、メンタル面の専門的治療が必要である。さらに、自立支援を促進するためには、現行基準の職員配置では厳しい状況である。

## 9 地域福祉権利擁護事業の推進

### 【内容】

- 福祉サービス利用援助事業の職員（専門員）の配置人数について、4月1日現在での利用者40名超で国庫補助協議という現状の縛りを改正し、利用者40名に達した時点で専門員増員に要する人件費の予算措置を願いたい。

### 【理由】

- 地域福祉権利擁護事業（以下、福祉サービス利用援助事業）は、福祉サービスの利用援助とともに日常的な金銭管理等の支援においても大きな役割を果たし、認知症高齢者、精神障害者、知的障害者などの判断能力が低下した人々の日常生活に係る総合的な相談援助活動を展開するものである。

- 介護保険法の改正や障害者自立支援法施行に伴い、今後、福祉サービス利用援助事業の一層の

利用需要増が見込まれる。しかし、現在の本事業の実施体制は、相談や契約者の増加に対応しきれず困難を極めている。

○現状を改善するには、専門員の増員確保が必須であるが、国庫補助協議においては 4 月 1 日現在の利用者が 40 名超で協議ができるという規程から、年度途中で要件を満たしても次年度までは増員の協議が進まない状況である。

## 財団法人宮城県視覚障害者福祉協会からの提案

### 1 視覚障害者支援関係

#### 【内容】

○障害者自立支援法の施行に伴い、下記の取り組みを実施願いたい。

- ・県独自の定率負担軽減策の実施
- ・視覚障害者に対する制度変更情報の提供
- ・市町村に対する、移動支援事業の円滑な実施支援(定率負担を導入させない助言含)・外出の範囲の不当な限定の防止、及び視覚障害の特性に配慮した障害程度区分認定等の助言・支援
- ・視覚障害者のガイドヘルプに関する研修の機会増

○宮城県視覚障害者情報センターについて、市町村福祉担当者のセンター機能の理解、及び視覚障害者への情報提供の格差是正を図るため、センターのビジョンについて早急に示していただきたい。

○視覚障害者（弱視者含）の就労促進対策について、以下の取り組みを具体化願いたい。

- ・宮城県内における各企業の視覚障害者ヘルスキーの採用
- ・宮城県庁等に健康増進を職務とするヘルスキーの配置
- ・「ヒューマンアシスタント制度」の期間延長
- ・法定雇用率を達成するための目標値の設定

○県と宮城県視覚障害者福祉協会との間で行っている「視覚障害者施策に関する懇談会」を継続するとともに、総合的な中途視覚障害者リハビリテーションシステムを早期に構築するため、以下の諸点について改善・充実願いたい。

- ・中途視覚障害者に対する情報提供のため、市町村窓口担当者に対する支援強化
- ・宮城県身体障害者巡回更生相談事業のロービジョン相談の導入
- ・「中途視覚障害者支援センター」の設置
- ・県視覚障害者情報センター、及び財団法人宮城県視覚障害者福祉協会の位置づけの明確化
- ・視覚障害者用機器展示常設スペースの設置

○障害者自立支援法施行に伴う定率負担の導入により、県内の中途視覚障害者は事実上、塩原視力障害者センターの利用が困難となるため、下記例のような補完施策を明確に願いたい。

- ・盲導犬協会仙台訓練センターの短期訓練の拡充
- ・視覚障害者を対象としたデイサービス機能の創設
- ・盲学校の生涯学習機能の大幅拡充

○宮城県内の視覚障害を有する高齢者等について、生きがいを持ちながら安心して生活を送ることができるよう、社会教育事業への視覚障害者の参加等の施策を拡充願いたい。

○在宅視覚障害者の自立と社会参加を援助するため、以下の諸施策等を早期に実現願いたい。

- ・宮城県の行政文書の SP コード化

- ・地域生活支援センター等の相談支援機関の環境整備を推進
  - ・視覚障害者の「身体障害者相談員」を最低1人以上配置
- 災害時における視覚障害者の避難・救助・救援対策を早期に確立し、地域防災担当者の視覚障害者把握・防災と福祉担当の連携・弱視者対応等、円滑なニーズの把握や情報提供願いたい。
- 県職員、及び市町村福祉担当職員研修のプログラムに、視覚障害者情報センター・盲学校での見学プログラムを併せた視覚障害用の研修内容を取り入れ、職員の障害理解の向上を図っていただきたい。
- 中途視覚障害者の増加防止のため、成人に対する眼科検診・早期医療等、失明予防対策を講じていただきたい。
- 宮城県からの配布文書類について、弱視者が利用できる拡大文字での作成、及び点字化・音声化を行い、希望する視覚障害者に配布願いたい。また、インターネットでも情報を入手できるよう配慮願いたい。
- 全ての視覚障害者が参政権を行使できるよう、以下の手段を講じていただきたい。
- ・在宅点字投票制度復活に係る国への要望
  - ・希望する者に対する選挙公報の録音版の製作・配付
  - ・各投票所に設置されている点字器の整備・点検の実施
  - ・電子投票制度導入の際、視覚障害者が電子投票にスムーズに参加できるよう、情報周知や体験会の企画・機器類の整備
- 点字図書給付事業について、施設入所者の利用・タイトル数や冊数の制限撤廃・雑誌類の給付対象化等、改善・充実願いたい。また、現在の複雑な給付手続きについて、各市町村の窓口が代行する等、利用者の負担を軽減できるよう、県として指導・援助願いたい。
- 公的機関や一般利用施設の環境整備・費用負担の軽減・盲導犬の利用等、必要な整備を実施願いたい。
- 文化・スポーツ活動の機会を一層拡大するため、各種全国大会の参加費用へ助成願いたい。
- 補装具・日常生活用具の費用負担について、償還払いとしない方策を講じていただきたい。

#### 【理由】

- 視覚障害者に対する、関係者の理解・情報提供・サービス利用・就労対策・公的機関の利用等について、不充分な状況があるため、県が先導的に具体的な支援を実施する必要がある。

# 詳 細 版

## 1 障害者自立支援法について

### (1) 新障害程度区分認定

#### 経緯又は現状・課題

- ①障害者自立支援法10月施行に伴い、一部経過措置者を除き、区分1から6までの新障害程度区分認定が導入され、区分に応じた支援内容・運営基準・報酬体系となる。
- ②新障害程度区分調査(一次判定)については、介護保険法をベースにしているため、「老化に伴う介護ニーズ」の視点より身体機能を重視しており、知的障害における行動障害・IADL(手段的ADL)等の障害特性・支援ニーズが軽視されている。
- ③二次判定における評価・特記事項についても、知的障害を加味した内容ではなく、知的障害者の障害程度区分が変更される可能性が低い。
- ④本会施設・事業所等に対する障害程度区分調査結果より(一部施設・事業所抜粋)

施設等種別	現行区分		新障害程度区分	
入所更生施設(知的)	区分B→8%	区分A→92%	非該当～区分3→35%	区分4～6→65%
グループホーム(知的)	区分2→22%	区分1→78%	非該当～区分3→93%	区分4～6→7%
社会復帰施設(精神)	—	—	非該当～区分3→100%	区分4～6→0%
グループホーム(精神)	—	—	非該当～区分3→100%	区分4～6→0%
通所授産施設(知的)	区分B→61%	区分A→39%	非該当～区分3→100%	区分4～6→0%

#### ⑤日本知的障害者福祉協会政策委員会実態調査中間集計結果の概要より(抜粋)

施設等種別	新障害程度区分	
入所更生施設(知的)	非該当～区分3→75.3%	区分4～6→24.6%
グループホーム(知的)	非該当～区分3→95.1%	区分4～6→5.0%
療育手帳A	非該当～区分3→46.5%	区分4～6→17.3%
療育手帳B	非該当～区分3→34.7%	区分4～6→1.3%

※強度行動障害 10点以上のうち60.3%が区分4に達せず施設入所支援該当外

※現行GH夜間支援体制入居者のうち87.1%は区分3以下で夜間支援体制加算対象外

- ⑥単純に、知的障害・精神障害の場合、全般的に低く認定される見込みがある。また、本来夜間の支援を必要としている支援度の高いケアホーム入居者が、夜間支援体制加算を受けられない区分となる等、実態に即していない結果となる。

- ⑦新障害程度区分の基準の基本となった障害程度認定区分判定等調査事業の調査結果の結果と、他の実態調査とのデータの乖離が大きく、現実的には国の示す内容とかけ離れると想定される。将来的な介護保険法との統合を見据える必要はあるが、特に知的障害・精神障害については、障害特性等を考慮した制度設計が必要である。

- ⑧具体的な影響として、支援度に応じた適切なサービスが受けられない、又は現行事業と単純に比較(同一人が類似形態事業に置換した場合)して報酬水準が低く、事業所運営が困難となる。また、新規での事業展開においても、実態により経営的に困難との判断となり、福祉サービスが拡充されない。

#### 提案する内容

- ①厚生労働省に対して、障害程度認定区分判定基準については、知的障害・精神障害の特性が充分に反映される内容の再検討(検証事業)が必要であることを意見・提案願いたい。
- ②宮城県としても、実態を把握し、平成18年10月以降の県単事業の整理等に反映させ、制度の不備を補う補完的事業は継続していただきたい。

#### その他、根拠法令等

厚生労働省令第40号「障害程度区分に係る判定の基準等に関する省令」

日本知的障害者福祉協会政策委員会実態調査中間集計結果

本会施設・事業所等に対する障害程度区分調査結果

## 1 障害者自立支援法関係

### (2) 日帰り短期入所事業の個別給付事業化

#### 経緯又は現状・課題

①現在、障害者の短期入所サービスについては、在宅障害者とその家族の生活を支えるサービスとして利用が伸びており、特に日帰り短期入所については、多様なニーズの受け皿として必要な資源として位置づけられる。

②高齢者と比較して障害者施策については、社会資源整備が進まず、受入事業所数も限られており、現実的に希望しても利用できないケースが発生し、潜在的なニーズも見込まれる。

【例】本会運営事業所 平成17年度 短期入所を利用できなかった件数158件

③今回、障害者自立支援法の新事業体系(平成18年10月施行)への移行に伴い、国は日帰り短期入所については、市町村地域生活支援事業の地域活動支援センター(必須事業)、又は障害児タイムケア事業(任意事業)にて受け入れるとの方向性を示し、その後、日中一時支援事業が追加された。しかし、「個別給付事業でないこと(裁量的経費)」「市町村の任意事業(実施しない市町村も想定される等)」ということで、根本的な問題は解決していない。

④地域活動支援センターについては、地方交付税・統合補助金という財源にて、運営費の額も低く抑えられ、市町村が独自に上乗せをしない限り、日帰り短期入所に対して適切に対応できる職員の配置は不可能と想定される。また、実際受け入れた場合、通常利用している者へのサービスの低下にも繋がる。

⑤地域には多様なニーズが存在しており、必ずしも居住している市町村で解決する問題ではなく、必要な場合、地域(市町村)を超えた利用もあり得る。また、夕方から夜にかけての日帰り短期入所という形態もあり、様々なニーズに応じた受入体制を必要とする。

⑥単純に利用が制限され、障害者等の生活に影響が生じるだけでなく、家族の周辺環境が大きく変化する等、社会的観点からも望ましい状況ではない。また、国が示している代替事業での受け入れの場合、充分な職員配置が確保されず、マンツーマンに近い形態での支援を必要とする者に対して適切な対応ができない等、サービス低下に繋がると見込まれる。

⑦特に、在宅の重症心身障害児・者の場合、医師が常駐している重症心身障害児施設での日中対応でなければ体制をとることは不可能であり、国が示す代替サービスの利用について、医療的ケアを必要とする者にとっては非現実的である。

⑧事業所側も、日帰り短期入所事業分の収入が減少し、職員が配置できない等、運営面においても影響が大きい。

#### 提案する内容

①国が示している市町村事業のみの選択肢では不充分であり、日帰り短期入所が継続されるよう、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の「宿泊を伴わない指定短期入所を行った場合」の規定を削除しない、又はサービス量が整備されるまでの経過措置期間を設ける等、國の方針転換が必要である旨、意見・提案願いたい。

②宮城県としては、厚生労働省へ意見・提案する以外、県単事業の障害児者レスパイトサービス支援事業等の継続、及び対象拡大により、日帰り短期入所事業のサービス水準の低下を防止するため、実態に応じた補完的な事業を実施していただきたい。

#### その他、根拠法令等 障害保健福祉関係主管課長会議(平成18年3月1日)での質疑応答

(問)短期入所の日中受け入れはどうなるのか。

(答)者については、地域活動支援センターの利用、児については、障害児タイムケア事業の利用などが考えられる。日中受け入れという類型はなくなる。

## 1 障害者自立支援法について

### (3) 共同生活援助・共同生活介護の報酬水準

#### 経緯又は現状・課題

- ①障害者自立支援法については、障害者の自立を支援し、地域で安心して生活することを基本としており、特に居住の場については、事情により家族と同居できない障害者にとっては、共同生活援助・共同生活介護の利用が有効な手段と捉えられる。
- ②共同生活援助等の利用者については、就労や日中活動の場として、他の法人の通所系サービスを利用する等、個別に利用サービスが異なる。
- ③利用者像として、単純に重度者の支援度が高く、中軽度者の支援度は低いとは限らず、現場レベルでは、障害の程度に関係なく、夜間も含めた支援体制を必要としている。
- ④国より示された基準・報酬については、サービス管理責任者・世話人以外、新たに入居者数・障害程度に応じて生活支援員の配置が義務付けられたが、逆に単価が低く抑えられ、適切な配置が困難となる可能性が高い。また、人員基準にて、兼務が可能等の緩和措置・加算適用の拡大等がとられる見込みであるが、他施設・事業所を運営している法人については、有効であるが、小規模な事業体においては、根本的な解決に至らない。
- ⑤国は目標として「約15万人の施設入所者を平成23年度末までに約7%減少(地域生活移行させる」としているが、報酬水準の改善等が図られない場合、新たな事業展開が滞り、障害者の地域生活が進まないと見込まれる。
- ⑥既に運営されている事業所についても、小規模事業加算等の経過措置(3年間)が講じられているが、そもそも規模によるスケールメリットが反映される事業形態ではないことから、入居者の支援体制等によっては運営が困難となると想定され、結果的にサービスの低下に繋がると懸念される。

#### 提案する内容

- ①国に対して、早急に実態調査し、平成19年度報酬に反映するよう意見・提案願いたい。
- ②平成18年8月末、国より示された激変緩和策については、根本的な解決には至らないため、実態に応じた基本単位の再算定作業が必要である。その場合、共同生活住居1箇所・定員4人という小規模事業所においても、重度者等の夜間支援が可能な算定とする必要がある。
- ③宮城県としても、重介護型グループホーム支援事業の継続、及び医療的ケア対応型の基準緩和等、法の理念の現実化、及び障害福祉計画に基づいた適切なサービス量の供給を図るために手段を講じる必要がある。万が一上記事業が継続されない場合、運営に支障をきたす事業所が発生する見込みが高く、「みやぎ保健医療福祉プラン」の理念・施策展開とは反した実態が法施行と同時に表面化する状況を防止していただきたい。

#### その他、根拠法令等

##### 障害保健福祉関係主管課長会議資料

本会が運営する事業所Tの経営試算の結果(入居者5人、住居1箇所、要夜間支援)

平成17年度(通年ベース・区分1~5人)

収入 4,860千円 支出 4,994千円 △ 134千円

新報酬適用後(通年ベース・区分2~5人)

夜間支援体制加算、及び小規模事業加算・小規模事業夜間支援体制加算(3年限定の加算含)

収入 3,397千円 支出 4,994千円 △1,597千円(国見直し案適用後も大幅な赤字発生)

## 1 障害者自立支援法について

### (4) 小規模作業所の新事業体系移行

#### 経緯又は現状・課題

- ①現在、小規模作業所等については、障害者の地域生活を支える上で欠かすことのできない社会資源であり、地域に密着した拠点のひとつである。
- ②小規模作業所については、設置主体・事業所規模・利用者の状況・活動内容等、様々な形態で運営されており、一律的に括れない現実がある。特に、郡部にて運営されている小規模作業所について、利用人数が5人程度の実態がある。
- ③小規模作業所の法定施設化については、国も新たな個別給付事業(就労継続等)又は市町村事業(地域活動支援センター)に移行するよう方針を出している。また、約8万人の利用者について、平成23年度までに、約7万人分は障害者自立支援法の新事業体系へ移行する見込みを立てている。
- ④個別給付事業の最低基準については、定員20人以上(地域の状況等により10人、多機能型は別数)、また地域活動支援センター(機能強化)についても、最低10人以上(経過措置あり)と、都市部又は事業の統廃合により可能となる数値であり、郡部や小規模で多数実施している地域の個別給付事業を目指す(又は地域活動支援センターから除外される見込みの)事業所にとっては、基準がクリアできず移行先の事業の目処がつかない状況がある。
- ⑤国としては、実施主体が同一、かつ一体的な運営、及び支援体制が構築可能な距離内であれば、建物的に別な事業所でも一事業所として事業所指定できる取り扱いをしているが、実施主体が別の場合は調整が困難である。
- ⑥市町村が設置主体の場合、地域活動支援センターへの移行も検討されているが、現在、他の市町村からの利用者もあり、広域的な実施を想定した場合の市町村間調整も難航している。
- ⑦小規模作業所の移行が滞った場合、身近な場所でのサービス利用が困難となる等、障害者の地域生活・就労支援等が推進されない状況となる。また、規模の小さい事業所等については、将来的に運営に支障が生じる可能性が高い。結果的に、国の基本指針、及び都道府県・市町村の障害福祉計画の数値目標が達成されない状況となる。

#### 提案する内容

- ①厚生労働省に対して、省令の一部改正、又は基準緩和に係る取り扱い通知を出すよう、意見・提案願いたい。また、身近な地域でのサービス利用という原則を実現するため、都道府県知事・市町村長が必要と認めた場合については、国で示した基準に満たない場合でも、国庫等の充当が可能な制度設計をしていただきたい。
- ②宮城県としても、小規模作業所の法定施設化誘導のため、設置市町村等への働きかけ、及び小規模作業所のみを対象とした制度説明会の開催等、積極的に実施願いたい。また、広域的な調整が必要な場合、県保健福祉事務所による調整、及び連絡協議会機能の設置等、地域に密着したサービスが展開できるよう後方支援していただきたい。

#### その他、根拠法令等

障害保健福祉関係主管課長会議資料

## 1 障害者自立支援法について

### (5) 障害者自立支援法における精神障害者の支援

#### 経緯又は現状・課題

- ①障害者自立支援法が施行され障害福祉サービスは市町村が主体となり、事業体系についても変更となり精神障害者地域生活支援センターは平成18年10月から市町村必須の相談支援事業へと大きく変わる。
- ②市町村における精神障害者の地域生活支援体制については未整備であり、特に医療との関わりが強い精神保健福祉においては保健師が中心に担ってきており、市町村においてばらつきがみられる。
- ③「宮城県援護寮」については長期入院者の解消等地域に至るまでの生活訓練の場として取り組み地域支援体制が未整備の中、地域生活支援センターとの連携のもと平成13年以降5年間の退寮者45人中41人が現在も地域生活を継続している状況であり、ケアマネジメントの手法により先駆的に実践してきた効果といえる。これまで構築されてきた相談支援事業についても、平成18年10月以降継続して推進していくかが危惧される。
- ④また、当県において精神障害者生活訓練施設は3ヶ所、地域生活支援センターは7ヶ所等精神障害者に対してのサービス絶対量は少ない状況である。
- ⑤今後、市町村においては精神保健福祉にかかる支援者、サービス量の確保が課題となり、平成19年3月までに市町村が策定する障害福祉計画に、精神障害者にあったサービスがどれだけ反映されるかが課題である。

#### 提案する内容

- ①長期入院者等精神障害者が地域において地域生活を推進していくため、中間施設の位置づけとして生活訓練機能が確保されるよう県として後方支援願いたい。
- ②精神障害者のサービスの絶対量が少ない当県においてはサービスが維持・拡大されるよう市町村に対し指導願いたい。

#### その他・根拠法令

障害者自立支援法

全国障害担当課長会議（平成18年8月24日）

## 1 障害者自立支援法について

### (6) 障害者自立支援法に関する利用者及び事業者への情報提供の強化

#### 経緯又は現状・課題

- ①昨今、障害者自立支援法の施行など社会福祉に関する法改正が目覚しく、福祉現場サイドにおいては、その現状整備は急務であり、利用者・事業者にとって分かりやすく、入手しやすい情報収集の方法が必要である。
- ②他県においては、県のホームページのなかで、省令・通知などについて事業者がホームページから取り出すことができる内容等となっている。また、事業に関するQ&Aなど、事業者からの問い合わせを他の事業者・関係者に対しても共通に周知するなどの工夫も必要である。
- ③本県のホームページにおいては、事業所の一覧のみの掲載になっており、情報を入手する上で不都合であり、情報提供、周知に関する不十分さが懸念される。
- ④また、障害者自立支援法の施行に伴う県主催の説明会については、市町村行政を対象に行なわれているが、事業者への詳細な説明会は不足しており、早急な改善が必要である。

#### 提案する内容

- ①障害者自立支援法に関する情報について事業所をはじめ、利用者が情報を活用しやすいようにホームページ上での情報提供を工夫していただき、また障害の特性に応じた法律・事業のわかりやすい説明を行っていただきたい。
- ②制度・施策等について、問い合わせのあった内容について、県独自のQ&Aを作成するなど、他の事業者に対しても共通の情報提供を行い、事業者が情報収集しやすい環境を整え、すばやく的確な情報提供を願いたい。
- ③障害者自立支援法等の新制度に関する情報提供について、市町村への説明会を行うだけではなく、特に事業者を対象に、事業単位に細分化した省令、通知等の詳細な内容説明を行なつていただきたい。

#### その他・根拠法令等

宮城県障害福祉課ホームページ

広島県障害者福祉室ホームページ

栃木県障害福祉課ホームページ

## 2 地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護サービスのあり方

### 経緯又は現状・課題

- ①「通い」を中心として希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスをうけ、中重度となつても住み慣れた地域での生活が維持・継続できるよう今回の介護保険法の改正で新たに「小規模多機能型居宅介護」サービスが創設される。
- ②従来の小規模多機能サービスは、いわゆる宅老所等、規定のサービスにとらわれず利用者が継続して利用できるよう利用者に個別に対応するものとしてスタートし、建物は民家改修型、泊まりについては自主事業で実施してきているところが主で、都市部に浸透してきたサービスとなる。
- ③利用状況を見ると年中無休で、要介護度3以上の方の利用が6割以上も占め、介護度の高い方のニーズに耐えうる事業所として運営されてきており、質の高い人材の確保が課題とされる。
- ④当県の地域密着型事業所の平成18年4月以降の設置状況は21件（8月22日現在）で、その内小規模多機能型居宅介護については2件となる。
- ⑤同事業がニーズの高い泊まりの部分も扱い制度化されたことで評価、期待されているが、現状の事業所要件として登録人員の上限は25人、通いサービスの利用定員は登録人数の2分の1から上限15人、宿泊は原則個室で通いサービスの利用定員の3分の1から9人が上限としめされる。このような基準では小規模とは言え、経営面から登録人員の上限に近い規模の事業所が想定される。住み慣れた小学校区単位への発展は経営上厳しくサービスの拡大が懸念される。

### 提案する内容

- ①厚生労働省に対し、事業所要件について一般の民家・小規模な空家改修利用等でも事業実施可能となり、サービスの質が確保され、かつ経営できるよう、介護報酬単価の引き上げ等の基準の見直しを意見・提案願いたい。
- ②小規模多機能居宅介護サービスは「生活圏域の中でのケア」「ロングレンジケア」「一人一人にあったケア」「その時々の状況にあった小回りの良さ」等従来の介護保険サービスにない様々なサービス・対象者となり、それに耐えうる職員の確保、人材の育成に努めていただきたい。

### その他・根拠法令

改正介護保険法、小規模多機能サービスに関する調査報告書（平成17年12月）独立行政法人福祉医療機構

### 3 子育て支援の強化

#### 経緯又は現状・課題

- ①少子高齢化が急速に加速され、核家族化、地域社会の人間関係の希薄化など様々な要因による児童虐待、心に悩みを抱える子どもの増加等子どもにかかる問題は複雑、多様化しているなか当県においても長期ビジョン「新みやぎ子どもの幸福計画」が作成され子育てにかかる支援の機能強化が期待される。
- ②子育て支援施策に対する第5回県民満足度調査から「子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」についての「重視度」と「満足度」の結果は、重視度81.82%，満足度が51.08%，その乖離度は30.75%で調査項目中乖離度の割合が最も高い数値である。
- ③地域子育て支援センターは地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、(ア)相談(イ)子育てサークル等の育成・支援(ウ)地域の保育資源の情報提供(エ)家庭保育の支援等を目的とし平成5年に創設以来、市町村に1ヶ所以上設置が義務付けられる。現在46ヶ所設置され平成21年には73ヶ所に増設の見込みで支援に携わる人の育成が求められるが、現状においては他市町村センターとの情報を共有する場がない、専門性の高い多様な相談に携わる人材が不足、センターをバックアップする体制が整備されていない等の課題があげられる。
- ④ファミリーサポートセンターは子育ての援助を受けたい方と行いたい人を会員とし、既存の体制で応じきれない変動的なニーズに対応するため、働く母親を対象とし地域における相互援助活動として平成6年に創設される。現在は援助を受ける対象を専業主婦にも拡大し、安心して子育てを支援する地域の機能として当県では6ヶ所設置され、子ども幸福計画には平成21年度までに8ヶ所増設で計画されており、子育ての緊急支援サービスとしては拡大が期待されているが支援するセンターの研修が十分でない、身近なところにサービスが整備されていない等誰もが使える環境には至っていない現状である。

#### 提案する内容

- ①地域の子育ての拠点としてさらに拡大が期待される地域子育て支援センター事業については、今後保健福祉圏域での市町村間の連携、情報の共有を図りネットワーク化が図れるよう体制整備願いたい。
- ②働く親等の支援「ファミリーサポートセンター事業」については県計画で21年までに県全域で8ヶ所に増設となっているが、地域に密着したより使いやすいサービスとなるよう(各市町村毎1ヶ所)増設を計画願いたい。
- ③専門性の高い相談支援に関わる支援者等子育ての分野別(保育関係者・ボランティア関係者等)研修機会の充実を図られたい。

#### その他・根拠法令

- 母子保健法・児童福祉法・児童虐待防止法  
「新みやぎ子どもの幸福計画」  
みやぎ保健医療福祉プラン(平成18年3月)  
すこやか子育てプラン(仙台市)・第5回県民満足度調査(平成18年2月)

## 4 発達障害児者への包括的支援

### 経緯又は現状・課題

- ①平成17年4月、発達障害者支援法が施行され、発達障害の早期発見・支援を行うことや、発達障害者の家族への支援の必要性が明文化される。また、障害者自立支援法の都道府県地域生活支援事業の枠内に、専門性の高い事業として「発達障害者支援センター」が位置づけられる。
- ②自閉症に代表される発達障害は、「対人関係や社会性の障害」「コミュニケーションの障害」「興味の偏りや強いこだわり」といった3つの特徴的な症状を呈する症候群である。
- ③1960年代には自閉症は1万人に5人程度の稀な障害と考えられていたが、研究が進むに連れ、自閉症はもっと多い障害である事が判明する。更に、以前は自閉症の7・8割は知的障害を伴うと考えられていたが、最近では知的障害のない自閉症圏（高機能自閉症・アスペルガー症候群）も認知され、自閉症圏の半数は知的障害を伴わないという調査報告もある。
- ④発達障害の人々が地域で暮らして行くには、正しい理解を得つつ、適切な支援を受けることが必要であるが、障害特性が対人関係や社会場面での行動特徴となって現われることや、年齢や発達状況によって異なり、理解されにくい状況がある。全ての自閉症の人々が、教育・保育現場等において、一定水準の理解・支援を得られるための共通の基本的な認識を、本人・家族・支援者(行政含)が共に「協働」して総合的に創り上げる仕組みづくりが必要である。

### 提案する内容

- ①発達障害児者支援ガイドラインの策定、及び中央の動きと連動した、以下のような具体的な支援活動を実施願いたい。
- ②「特別支援教育」の推進により、教員教育・学校環境整備の長期・短期計画を立案・具体的実行を行っていただきたい。
- ③宮城県の推進する「共に学ぶ教育」の基本方針の中で、発達障害児がどのような配慮・特別な支援が必要なのか明確にし、「特別が当たり前」に提供される学校生活を実現していただきたい。
- ④発達障害の早期発見・介入(発達支援ニ療育)については、保育・教育・医療・行政(保健師)が連携し、県子ども総合センター・自閉症支援センターえくぼの活用を図る。また、宮城県医師会にも強く働きかけ、早期の診断・告知体制を確立し、宮城大学での教育課程に発達障害児者の支援者育成の科目を取り入れ、専門的知識と技術を習得した人材確保を目指す。
- ⑤家族のメンタルヘルスをサポートするために、家族旅行へのヘルパー同行・リラクゼーションセラピー等に公的資金を投入願いたい。
- ⑥支援体制については、専門家と家族・事業者とが互いに連携・補完しあう必要があることから、コーディネイト機能を充実させ、互いがネットワークとして繋がり合う関係性・環境(発達相談支援センター設置等)・情報の一元管理機能を整備願いたい。
- ⑦発達障害児者の障害特性を充分に理解し、コーディネイト能力のある人材育成を行う。また、設置予定の「発達障害者支援センター」には、専門家を積極的に登用し、学生教育のOJT機関としての役割も担えるよう整備願いたい。
- ⑧発達障害の特性に応じた個々の障害特性に応じた職業的スキル・ソーシャルスキルの習得、及び再チャレンジが可能な「発達障害専門校」を開校し、教育システムを構築願いたい。また、発達障害者への余暇支援についても、障害ごとのグループで支援する体制が必要であると考えられる。

### その他、根拠法令等

発達障害者支援法 改正学校教育基本法

## 5 福祉人材の確保・定着

### 経緯又は現状・課題

- ①近年の急速な少子・高齢化の進展、住民の生活の質の変化等により、住民の福祉に対するニーズがより高度化・多様化している。また、介護保険法や障害者自立支援法などの施行により、その変化に対応すべく社会福祉に従事する者の質及び量の両面にわたる確保が求められている。
- ②厚生労働省（1月31日発表）によると2005年12月の有効求人倍率は1.00倍と1992年9月以来、13年ぶりに1倍台になっている。宮城県（宮城県福祉人材センター状況）の福祉従事者状況は、2006年5月現在で有効求人倍率1.21倍と労働力の需要超過（人手不足）となっている。
- ③厚生労働省 2005年度賃金構造基本統計調査によると医療・福祉分野の平均初任給は大卒で155,500円、高卒で142,900円。全産業平均に比べ大卒で8,400円、高卒で9,600円も低いという状況である。
- ④厚生労働省「雇用動向調査」平成16年調査によると全労働者入職率は15.7%、離職率は16.0%で、一方、介護労働安定センター「介護事業所における介護労働実態調査（平成17年6月）」によると直接介護に当たる介護職員の入職率は、33.1%、離職率は21.4%という結果がでている。
- ⑤介護保険法の導入により厳しく経営が問われるようになり、人件費抑制のために賃金の引き下げや非常勤雇用など、不安的な身分や低い賃金では人材の確保や定着は困難である。また、不安定な雇用条件の一方で、介護保険法の改正や障害者自立支援法の施行など、福祉従事者の専門的な資格要件は必須となってきており、現在の福祉現場において資質の高い人材確保は難しく矛盾が生じている。
- ⑥国の施策では、1992年に「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（人材確保指針）により福祉人材確保対策が進められてきた。その後、介護保険制度の導入や社会福祉基礎構造改革、障害者自立支援法の施行などで、福祉分野・事業者の状況が大きく変化しているが、指針については、見直されていないという状況である。

### 提案する内容

- ①県は、地域住民の福祉ニーズに対応できる質の高い人材が求められている現状を鑑み、福祉現場の現状調査及び分析を行い、不安的な雇用状況の改善を行なっていただきたい。
- ②県は、福祉を取り巻く環境が大きく変化している状況を鑑み、早急に「人材確保指針」を見直して、事業経営者への支援策や従事者の質の向上策などを含めた総合的な人材確保対策を講じるよう、国に意見・提案願いたい。

### その他・根拠法令等

社会福祉法

障害者自立支援法

福祉人材確保法「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正

人材確保指針「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」

福祉人材センター・パンク職業紹介実績報告

※有効求人倍率=有効求人数／有効求職者数 求人倍率とは、求職者1人に対してどれだけの求人があるかを意味する労働力の需給状況を示す指標。求人倍率が1以上であれば労働力の需要超過（人手不足）を、逆に1未満であれば労働力の供給超過（人手過剰）を示す。

## 6 自殺予防対策

### 経緯又は現状・課題

- ①平成17年、全国の自殺者数については、30,539人に上り、8年連続で3万人を超える数値となっている。東北地方は比較的自殺率が高いが、宮城県においても630人(厚生労働省発表資料)、自殺死亡率も26.8%となり、全国平均24.2%を上回っている状況がある。
- ②自殺の背景としては、健康・経済・家庭・職場・男女・教育問題等、様々な社会的要因、心の問題が重なり、自ら死を選択する不幸に繋がっている。
- ③自殺者死亡者数については、交通事故死亡者数の4倍以上(H16統計)の数値となり、社会的な損失となっている。単純に一人当たりのGDPの額に自殺者数を乗じると、1年間に約1,264億円の経済的損失となる計算となる。それと比較して、厚生労働省予算における自殺予防対策経費額は7.8億円／年(H17)となっている。
- ④平成18年6月、自殺対策基本法が可決し、地方公共団体の責務として「当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、個人的な問題という要素もあるが、社会的・経済的な要因もあり、都道府県等の取り組みについても期待されている。
- ⑤宮城県においては、精神保健福祉センターの事業として、「こころの健康づくり事業」を実施しているが、健康対策課所管の「みやぎ21健康プラン」の推進、保健福祉事務所での相談等、総合的な施策としてはまだ不充分な段階である。また、市町村レベルにおいても、2市町村が研修事業を実施している状況であるが、抵抗感を持たないよう精神医学的観点以外からの多角的な検討・方策も必要とされる。
- ⑥今後、団塊の世代が定年期を迎えることにより、自殺死亡率の高い「中高年男性への対策」、自殺者数と失業者数の年・月次データ比較により、景気動向との相関関係が認められるため、「失業者への対策」、また、若年層のネットを媒介とした集団自殺・いじめが原因となる児童生徒の自殺等、増加の要因があることから、具体的な施策の実行が必要である。

### 提案する内容

- ①自殺予防に関する知識の普及・啓発等、関係機関との協働による積極的な取り組みを行う。
- ②自殺予防対策の主管課を明確にし、担当課を中心となり関係機関との調整、ネットワーク化を図っていただきたい。また、宮城県の地域性等を考慮した、独自の実態調査・研究を行い、具体的なデータに基づき検証し、自殺防止対策を実施願いたい。
- ③民間団体の活動が円滑に実施できるよう、県・市町村広報掲載の調整を行っていただきたい。また、研修会場・遺族の回復ケア等の活動場所として、県立施設の会議室・空きスペース等を提供願いたい。
- ④精神保健という概念内、及び概念外での、相談窓口の選択肢(行政・民間)を拡充願いたい。
- ⑤地域の拠点となる地域包括支援センターや市町村社協等も巻き込んだ、地域での住民参加型の予防・支援体制を強化願いたい。また、仙台市にて実施している高齢者のうつ対策等の事例を参考に、モデル地区を設定しての取り組みも初期段階として必要と考えられる。
- ⑥ストレス社会・リストラ等により社会不安が広まることが想定される。その場合、職場のメンタルヘルスについて、小規模な事業所においては単独実施が困難なため、行政・関係機関が研修企画・講師派遣調整等の事務を担い、一括して実施し効率的に行っていただきたい。

### その他、根拠法令等

自殺対策基本法　自殺の概要資料(警視庁生活安全局)　日本自殺予防シンポジウム報告書等  
労働力調査、人口動態統計・自殺死亡統計(厚生労働省大臣官房統計情報部)

## 7 盲・聾・養護学校における、就業及び職場定着の支援職員の配置

### 経緯又は現状・課題

①現在、宮城県立岩沼高等学園へ県社協から6人の職員が「就業・生活支援指導員」として派遣されている。主な業務は、ア. 寄宿舎生徒の養育と指導支援 イ. 職業自立を目指した生活・適応・予後指導の推進 (a. 在校生、地域の障害者及び保護者への進路相談支援 b. 就業及び就業体験先の開拓支援 c. 就業体験等のジョブコーチ d. 宿泊を伴う就業体験等の支援 e. 卒業生へのアフターフォロー(就業・生活支援)と保護者及び就労先への就業・生活相談支援 f. 社会活動支援) である。

②本会内部の調査による、岩沼高等学園卒業生の職場定着・離職の状況

	卒業者数	就労者数	卒業後月数	定着者数	定着率	離職者数	再就職者数
15年度卒業生	39人	36人	24ヶ月	33人	92%	6人	3人
16年度卒業生	39人	38人	12ヶ月	36人	95%	5人	3人
17年度卒業生	38人	36人	2ヶ月	36人	100%	0人	—

※定着率(%) = 調査日時点の定着者数 / 就労者数

なお、総離職者11人の内、1年未満の離職が10人である。

③平成17年度の岩沼高等学園アフターフォロー活動実績は、就労支援が102回(職場定期訪問94・緊急対応8)、生活支援が37回(家庭訪問19・関係機関訪問18)である。アフターフォローとは卒業生と各関係機関とのコーディネートであり、定期的事業所訪問や離職者への再就職支援、各種雇用制度の調整、障害基礎年金受給に向けた支援、生活面の問題対処、本人・家族・事業主からの相談対応等を行う。職場定着には、就労面の問題だけではなく、生活リズムや余暇活動等、生活面の問題も併せて支援していく必要があり、保護者も含めた在学中の支援が求められる。

④岩沼高等学園においては、就業・生活支援指導員の配置により、ア. 教育と福祉が連携することで、就労と生活の両面で効果的に指導できる イ. 在学中から出身地の支援機関へつなげる準備ができ、卒業後の途切れを防ぐ ウ. アフターフォロー窓口があることで、本人・保護者・事業主が安心感を持てるとともに、就労してから見える課題を次年度以降の学校運営へ反映できる エ. アフターフォローアクションの確立が事業主から評価され、新たな雇用に結びつく等の効果がみられる。

⑤教育庁障害児教育室による、平成17年度の県内の県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科の就労状況

(単位:人)

	盲	ろう	光明	石巻	古川	気仙沼	名取	角田	利府	金成	迫	小牛田	岩沼	船岡	西多賀
卒業者数	15	21	45	21	22	11	22	14	24	7	11	17	38	10	9
就労希望者数	11	7	2	5	5	4	7	2	7	1	4	17	36	2	0
就労者数	7	7	2	5	3	3	7	2	7	1	4	16	36	2	0

⑥本人、保護者、事業主からの卒業後の相談は学校へ寄せられる場合が多く、アフターフォローアクションの確立を求める。岩沼高等学園は就業・生活支援指導員の業務にアフターフォローを掲げ実施するが、本来、教員業務に卒業生への関わりは謳われていない。

⑦小牛田養護学校でも職場定着支援が重要視され、今年度より、県障害児教育室主催の進路充実事業に加わる。岩沼高等学園の取り組みを参考に、アフターケア相談体制が設けられ取り組まれる。ただしアフターフォローの実動担当者は進路指導主事であり、在校生への就労支援と合わせると1人対応では厳しい面もある。なお、他養護学校等においては定着状況を把握しているとは限らない。

### 提案する内容

①教育と福祉の連携のもと、在学時から卒業後(2~3年)一定期間のアフターフォローとして、県内の盲・聾・養護学校に、就業及び職場定着の支援職員を配置願いたい。ただし、複数校を担当する等、職員の人数については状況に合わせる。

その他、根拠法令等

岩沼高等学園就業・生活支援業務仕様書

本会内部調査による「岩沼高等学園卒業生の実態調査報告書」

教育庁障害児教育室による「平成17年度卒業生 県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科の就労状況」

## 8 知的・精神障害者の自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施・促進

### 経緯又は現状・課題

- ①生活保護制度に関しては平成15年8月には「生活保護制度のあり方に関する専門委員会」が設置され、生活保護制度に関する幅広い検討がなされた。同委員会は平成16年12月に最終報告を提出したが、そのなかで自立支援プログラムの導入が提言された。その後、生活保護においても、経済的給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援するためその手段として、平成17年度以降、ようやく自立支援のプログラムを導入することとなった。
- ②当県においては、特に生活保護法第39条規定に基づく施設体系として「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設」とある中で、太白荘（昭和37.4設置）と東山荘（昭和41.12設置）の2つの救護施設のみである。その運営内容をみると本来救護施設は、入所に関する障害の種別を問わず、社会のセーフティーネットとしての役割りが存在しているはずであるが、いずれの救護施設においても知的障害施策を補完する保護中心の運営がなされてきたように思われる。

#### 【障害種別】

平成18年8月現在

	太白荘	全国平均
知的障害	61% (内重度53%)	47% (内重度22%)
精神障害	23%	50%

- ③太白荘においては6割が知的障害者であり、平成15年6月から制度外として措置を継続しながら地域生活移行への支援に取り組むほか「精神障害者の社会的入院の解消事業」に独自に取り組んできている。

#### 【精神障害者の受け入れ状況】

平成18年8月現在

	H15	H16	H17	H18	合計
相談	14人	16人	17人	11人	58人
入所	4人	4人	11人	3人	22人
体験利用	日帰り	0人	11人	15人	28人
	1泊2日	0人	0人	4人	5人
	2泊3日	0人	1人	14人	15人

#### 【自立訓練及び地域生活移行状況】

平成18年8月現在

	H15	H16	H17	H18	合計
自立訓練	11人	20人	18人	5人	54人
地域生活移行	施設替え	1人	1人	3人	0人
	GH移行	0人	0人	7人	1人
	家庭復帰	0人	0人	1人	0人
	結婚	0人	0人	1人	0人

- ④当県においても生活保護法の見直しに着目し、宮城県版「生活保護自立支援プログラム策定の手引き」を作成し、生活保護法のこれまでの「処遇」から生活保護受給者の「自立を支援する」視点にシフトし、時代の要請に適切に対応した生活保護行政を推進していくことが課題となる。

### 提案する内容

- ①救護施設に入所している知的障害・精神障害者、入退院を繰り返す在宅の精神障害者に対し、(ア)支援プログラム作成 (イ)トレーニング (ウ)共同生活援助・アパート等への移行支援 (エ)アフターフォロー等、社会的自立のための体制を構築願いたい。
- ②メンタルの専門的治療を視野に入れた取り組みを積極的に展開するためには、救護施設利用者の実態に合わせた職員配置を必須とする。

### その他・根拠法令

生活保護法、厚生労働省社会・援護局主管課長会議（平成18年2月28日）

生活保護関係全国係長会議（平成18年3月2日）

セーフティーネット支援対策等事業の実施について（国通知）

## 9 地域福祉権利擁護事業の推進

### 経緯又は現状・課題

- ①地域福祉権利擁護事業（以下、福祉サービス利用援助事業）は、平成11年10月の事業開始以来、全国で平成18年1月末までに約29,000件の契約と117万件の相談実績をあげている。本事業は、福祉サービスの利用援助とともに日常的な金銭管理等の支援においても大きな役割を果たし、認知症高齢者、精神障害者、知的障害者などの判断能力が低下した人々の日常生活に係る総合的な相談援助活動を展開するものである。
- ②宮城県における相談実績及び契約件数は年々増加傾向にあり、平成18年6月末現在で契約件数が300件を超えており、専門員1名当たり平均33件を抱えている。
- ③平成18年の介護保険改正に伴い、各市町村に設置された地域包括支援センターでは、権利擁護事業として高齢者虐待に対応する役割や成年後見制度利用に係る支援を行っており、福祉サービス利用援助事業に關係の深い役割と実践が求められている。
- ④また、障害者自立支援法施行（平成18年10月）に伴い、障害者の相談支援が、地域生活支援事業の障害者相談支援事業として、市町村の必須事業として位置づけられる。その事業の具体的事業として、「福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）」「権利の擁護のために必要な援助」等が示されており、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行なうとされており、福祉サービス利用援助事業とも深い係りがある。
- ⑤そのため、地域包括支援センター開設による利用者の掘り起し、また障害者自立支援法の施行に伴う相談及び利用等により、今後、福祉サービス利用援助事業の一層の利用需要増が見込まれる。しかし、現在の本事業の実施体制は、相談や契約者の増加に対応しきれず困難を極めている。
- ⑥専門員の業務において、相談から契約締結に至るまでの訪問調査、また、契約締結後の定期的なアフターフォロー、利用者の状況確認など、契約締結後の利用者に対する自立ケアについても本事業は大切な役割を担っている。
- ⑦現状を改善するには、専門員の増員確保が必須であるが、国庫補助協議においては4月1日現在の利用者が40名超で協議ができるという規程から、年度途中で要件を満たしても次年度までは増員の協議が進まない状況である。しかしながら現に、大崎圏域が年度当初に40件を超えたほか、登米、石巻、気仙沼・本吉圏域でも年度途中での40名超は確実な状況であるほか、既に複数配置されている仙台・栗原両圏域においても追加配置を要する喫緊の状況にある。
- ⑧今後の我が国における高齢化に伴う認知症高齢者の増加、介護保険法の改正や障害者自立支援法等、国の法律においても高齢者・障害者等に対応する権利擁護支援の必要性から福祉サービス利用援助事業の利用需要の増加は避けることはできない。その状況に対応すべく計画的な予算措置を講じる必要がある。

### 提案する内容

- ①介護保険法の改正や自立支援法の施行等に伴う、福祉サービス利用援助事業の利用者増が見込まれること、また、利用者の自立支援のためのスキルのひとつである福祉サービス利用援助事業は、重要な事業であることから、福祉サービス利用援助事業の職員（専門員）の配置人数について、4月1日現在での利用者40名超で国庫補助協議という現状の縛りを改正し、利用者40名に達した時点で専門員増員に要する人件費の予算措置を願いたい。

その他・根拠法令等

社会福祉法

障害者自立支援法

地域福祉権利擁護事業の機能強化及び運営基盤に関する調査研究報告書

宮城県における地域福祉権利擁護事業相談件数及び契約件数

**財団法人宮城県視覚障害者福祉協会  
からの提言**

## 1 視覚障害者支援関係

### 経緯又は現状・課題

#### ①障害者自立支援法について

- ア 宮城県内のどこに居住していても、視覚障害者の社会参加が保障されるよう、市町村事業の移動支援事業について、充分な予算措置を講じる必要がある。
- イ 定率負担の軽減策を県として講じる必要がある。
- ウ 制度変更に当たっては、行政として充分な情報提供を視覚障害者に対して行い、説明責任を果たす必要がある。
- エ 障害程度区分認定にあたって、視覚障害のハンディキャップを充分考慮する必要がある。また、審査会に視覚障害について熟知している委員を必ず入れる必要がある。
- オ 視覚障害者にとってのガイドヘルパーは移動支援の役割と同時にコミュニケーションをとる手段としても極めて重要である。このような障害の特性から、研修要件をはずすと大幅な質の低下につながるため、視覚障害者のガイドヘルプに関する研修の機会を大幅に増やす必要がある。
- カ 移動支援事業における定率負担の導入は行わないよう、市町村を指導する必要がある。
- キ 社会参加上必要不可欠な、外出の範囲を不当に限定しないよう、市町村を指導する必要がある。

#### ②改称後の宮城県視覚障害者情報センターについて、市町村福祉担当者のセンター機能の理解、及び視覚障害者への情報提供の格差是正を図るために、センターのビジョンについて早急に示す必要がある。

#### ③視覚障害者（弱視者を含む）の就労促進対策を具体化してください。

- ア 宮城県内における各企業の視覚障害者ヘルスキーの採用、及び宮城県自体の法定雇用率達成のため、宮城県庁職員の健康増進を職務とするヘルスキーを県庁内、及び各地方県事務所内に配置し、障害者の雇用促進を推進することが望ましい。
- イ 視覚障害者の雇用を安定させるため「ヒューマンアシスタント制度」の期間延長を図る。
- ウ 宮城県及び県内市町村における障害者の法定雇用率を達成するとともに、宮城県としても目標値を設定して障害者雇用の推進計画を明確にする必要がある。

#### ④宮城県として、県と宮城県視覚障害者福祉協会との間で行っている「視覚障害者施策に関する懇談会」を継続するとともに、総合的な中途視覚障害者リハビリテーションシステムを早期に構築するため、以下の諸点について改善・充実を図る必要がある。

- ア 中途視覚障害者が必要とする情報提供について、個別の説明方式による充分な制度説明が実施されるよう、各市町村窓口担当者に対する支援を強化する。特に、身体障害者手帳交付時・視覚障害者の市町村の担当窓口訪問時については、当該当事者の各種手当て等の未受給・未申請の有無を確認し、視覚障害者に制度周知が図られるよう、宮城県として市町村を指導・援助する。
- イ 宮城県身体障害者巡回更生相談事業にロービジョン相談を取り入れるとともに、宮城県内各圏域における視覚障害者更生相談事業の制度拡充を図る。
- ウ 仙台市に設置されている「中途視覚障害者支援センター」を宮城県においても設置し、仙台市在住の視覚障害者と仙台市以外の視覚障害者の格差是正を図る。
- エ 宮城県の総合相談支援体制における県視覚障害者情報センター、及び本会の位置づけを明確にする。
- オ 移転前のみやぎ障害者雇用センターに設置されていた視覚障害者用機器展示について、代替策のインターネットでの確認は困難なため、別に機器展示常設スペースを設置する。

#### ⑤国立塩原視力障害者センターに係る問題について

障害者自立支援法施行に伴う定率負担の導入により、県内の中途視覚障害者は事実上、塩原視力障害者センターの利用が困難となり、三療の資格を取得して、社会復帰を目指す中途視覚障害者の訓練機関としては、宮城県立盲学校以外の選択肢がない状況である。現に、平成18年度、宮城県立盲学校専攻科は初の定員オーバーの状態となっている。しかし、塩原視力障害者センターの大きな役割として、生活訓練の部分が大きく、盲学校で機能を代替するには極めて困難である。以上により、下記例のような補完施策を明確にする必要がある。

ア 盲導犬協会仙台訓練センターの短期訓練の拡充

イ 視覚障害者を対象としたディサービス機能の創設

ウ 盲学校の生涯学習機能の大幅拡充

⑥宮城県内の視覚障害を有する高齢者等について、生きがいを持ちながら安心して生活を送ることができるよう、社会教育事業への視覚障害者の参加等の施策を拡充する必要がある。

⑦在宅視覚障害者の自立と社会参加を援助するため、以下の諸施策等を早期に実現する必要がある。

ア 活字文書読み取り装置が日常生活用具に指定されていることにより、宮城県が発行する行政文書をSPコード化する。

イ 県内全域で「市町村地域生活支援事業」が円滑に実施されるよう、宮城県として指導を強化するとともに、視覚障害者が地域生活支援センター等の相談支援機関を利用しやすい環境整備を推進し、大幅な地域格差が生じないよう後方支援する。

ウ 県内全市町村において、視覚障害者の「身体障害者相談員」を最低1名以上配置する。また、相談員の認定にあたっては、当事者団体の意見を反映した人選に配慮する。

⑧災害時における視覚障害者の避難・救助・救援対策を早期に確立し、地域防災担当者の視覚障害者把握・防災と福祉担当の連携・弱視者対応等、円滑なニーズの把握や情報提供を図る必要がある。

⑨県が実施している県職員、及び市町村福祉担当職員研修のプログラムに、最低半日、視覚障害者情報センター・盲学校での見学プログラムを併せた視覚障害用の研修内容を取り入れ、職員の障害理解の向上を図る必要がある。

⑩中途視覚障害者の増加防止のため、成人に対する眼科検診・早期医療等、失明予防対策を講じる必要がある。

⑪宮城県が各家庭に配布する文書類や、県民に提供しているあらゆる墨字文書類（パンフレット・ホームページ等）について、弱視者が利用できるよう拡大文字で作成するとともに、点字化・音声化を速やかに行い、配布を希望する視覚障害者に配布する。また、インターネットでも情報を入手できるように配慮する必要がある。

ア 届出・調査回答・請願陳情等、点字提出の場合も受け付ける。

イ 上記アについて、各市町村に対する指導等を強化する。

ウ 視覚障害者のニーズの高い公営住宅の募集については、一般県民と同等の情報が視覚障害者にも提供されるべきであり、以下について実施する必要がある。

(ア) 拡大文字版については、単なる拡大コピーではなく、弱視者が読みやすいA4又はB5の形態で全文掲載し発行する。

(イ) 点字・拡大文字・テープにて配布できるよう、必要な予算措置を講じる。

(ウ) 活字文書読み取り装置に対応したSPコード化の印刷方式で発行する。

⑫全ての視覚障害者が参政権行使できるよう、手段を講じる必要がある。

ア 在宅点字投票制度の復活を早期に実現するよう、国に要望する。

イ 墨字も点字も読み書きできない視覚障害者の増加に対し、希望する者に選挙公報の録音版の製作・配付を行う。

ウ 各投票所に設置されている点字器の整備・点検を実施する。

工 電子投票制度導入の際は、視覚障害者が電子投票にスムーズに参加できるよう、情報周知や体験会の企画・機器類の整備等、充分な準備と配慮を行う。

⑬点字図書給付事業について、施設入所者の利用・タイトル数や冊数の制限撤廃・雑誌類の給付対象化等、改善・充実を図る必要がある。また、現在の複雑な給付手続きについて、各市町村の窓口が代行する等、利用者負担を軽減できるよう、県として指導・援助を行う。

⑭公的機関や一般利用施設を視覚障害者が利用しやすいものとなるよう、環境整備を行う必要がある。特に、施設を利用する際の費用負担の軽減や盲導犬の利用、及び高齢者や女性等が活動するために必要な整備の充実を図る必要がある。

⑮視覚障害者の文化・スポーツ活動の機会を一層拡大するためには、各種全国大会の参加費用への助成を行う必要がある。

⑯補装具・日常生活用具の費用負担について、償還払いとしない方策を講じる必要がある。

その他、根拠法令等 障害者自立支援法